○三〇七・七九	その他のもの	
	一　冷凍したもの	一〇％
	(一)　貝柱	五％
	(二)　はまぐり	一〇％
	(三)　その他のもの	九・六％
	二　くん製したもの	一〇％
	三　その他のもの	九・六％
○三〇七・八一	(一)　貝柱	一五％
	(二)　はまぐり（塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。）	七・五％
	(三)　その他のもの	一五％
○三〇七・八九	あわび（ハリオティス属のもの）	
	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	一〇％
	その他のもの	
	一　冷凍したもの	一〇％
	二　くん製したもの	九・六％
	三　その他のもの	一五％
○三〇七・九一	その他のもの（軟体動物の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）	一〇％
○三〇七・九九	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	
	その他のもの	
	一　冷凍したもの	一〇％
	二　くん製したもの	九・六％
	三　その他のもの	一五％
○三一・〇八	水棲無脊椎動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）、くん製した水棲無脊椎動物（甲殻類及び軟体動物を除くものとし、くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット（甲殻類及び軟体動物を除くものとし、食用に適するものに限る。）	無税
○三〇八・一一	なまこ（スティコプス・ヤポニクス及びなまこ綱のもの）	
	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	一〇％
	一　生きているもの	九・六％
	二　その他のもの	一〇％
○三〇八・一九	その他のもの	
	一　くん製したもの	九・六％
	二　その他のもの	一〇％
○三〇八・二二	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	
	一　生きているもの	無税
	二　その他のもの	一〇％
○三〇八・二九	その他のもの	
	一　くん製したもの	九・六％
	二　その他のもの	一〇％
○三〇八・三〇	くらげ（ロピレマ属のもの）	
	一　生きているもの	無税
	二　くん製したもの	九・六％
	三　その他のもの	一〇％
○三〇八・九〇	その他のもの	
	一　生きているもの	無税
	二　生鮮のもの、冷蔵したもの及び冷凍したもの	一〇％
	三　くん製したもの	九・六％
	四　その他のもの	一〇％
	(一)　うに及びくらげ	一五％
	(二)　その他のもの	

別表第〇三・〇七項の次に次の一項を加える。

「○四〇一・四〇	脂肪分が全重量の六％を超えるもの	
	一　滅菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたもの（脂肪分が全重量の一二％以上のクリーム（滅菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたものを除く。））	二五％及び一キログラムにつき七四七円
	二　その他のもの	二五％」

別表第〇四・〇一項中

「○四〇一・三〇	脂肪分が全重量の六％を超えるもの	
	一　滅菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたもの及び脂肪分が全重量の一二％以上のクリーム（滅菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたものを除く。）	二五％及び一キログラムにつき七四七円
	(一)　脂肪分が全重量の四五％以下のもの	二五％及び一キログラムにつき一、四一一円
	(二)　その他のもの	二五％」

を

「○四〇一・四〇	脂肪分が全重量の六％を超え一〇％以下のもの	
	一　滅菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたもの	二五％及び一キログラムにつき七四七円
	二　その他のもの	二五％